

第1回 子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループ	資料3
令和4年8月31日	

## 子ども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性等について

### 【本検討会・WGにおける議論のフレームワーク】

- 子ども家庭福祉の新たな認定資格は、
  - ・ 子どもの一時保護等の迅速性・適切性等が求められる児童相談所における業務の他、
  - ・ 市区町村（子ども家庭総合支援拠点等）や児童福祉施設等における相談援助業務等に適切に対応することができる能力を有すると客観的に認められる者が取得するもの。
  
- この新たな認定資格は、子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーが身に付けることが求められる専門性の柱を整理した上で、検討を進めるべきである。
  
- これらの点を踏まえれば、
  - ① 既存の研修等に縛られることなく、新たな認定資格の取得者が身に付けることが求められる、柱となるような専門性に関する方向性を整理すべきではないか。
  - ② その際は、下記のような点に留意し議論を進めるべきではないか。
    - ・ 児童虐待を受けた児童の保護並びに、要保護児童、要支援児童等の在宅支援等に関し、児童やその保護者に対して相談支援等を行う児童相談所、市区町村、児童福祉施設をはじめとした、子ども家庭福祉に係る支援を行う幅広い現場で活用できるものであること
    - ・ 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者や、子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を有する実務者が、100時間程度の子どもの家庭福祉分野に係る研修等を経て取得する資格であること
  
- なお、新たな認定資格の取得にあたり、子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験4年を求めていることを踏まえれば、新たな認定資格の取得者に求められる専門性の程度のイメージとしては、相談援助業務を行う現場職員が初歩的に習得する内容と、特に難しい判断を必要とする事例への対応や指導的役割を担う職員が習得する内容の中間程度（児童福祉司について言えば、児童福祉司任用後研修と児童福祉司スーパーバイザー研修の中間程度）のものを想定してはどうか。

## **【子ども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性に係る主な柱だて】**

○ 資格取得者に求められる専門性としては、主に以下1.～3.にまとめることとする。

### **1. 子ども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること**

- 人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念や、地域を基盤としたソーシャルワークの実施等のソーシャルワークの専門職の役割を十分に認識し、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉の推進に貢献する。
- スーパービジョンの授受の意義を理解し、常に自らの実践を批判的に振り返る姿勢を身に着け、自身を理解し、より良い支援の手立てを見出していく。
- 専門的知識を取り入れ、実践から学び、専門性を高め続けることの重要性を理解する。

### **2. 子どもの発達と養育環境等の子どもを取り巻く環境を理解すること**

- 子どもに関する様々な相談支援等を行うに当たっては、子どもの身体的・心理的な発達段階に関する正しい知識を有する。また、子どもの障がい、健康状態、養育環境、地域や国籍等の文化的背景等により、発達の過程が多様であることを理解する。
- 虐待等の不適切な養育環境が子どもの発達や健康状態にもたらす長期的な影響を十分に理解し、アセスメントに反映させ、悪影響からの回復と健全な育ちを促すための支援につなげる。
- 保護者やその家庭を支援するに当たっては、保護者や家庭の多様なあり方や、その社会的背景、家族内の相互作用を理解する。
- 相談支援等に求められる、虐待対応や保健医療、貧困施策、司法、保育、教育、障害福祉施策等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。

### **3. 子どもや家庭への支援の方法を理解・実践できること**

- 子どもと保護者等の支援を必要とする当事者（要支援者）に対する相談支援等を行うに当たり、要支援者の参加によるパートナーシップを基本とした支援を行う。コミュニケーション能力を高め、面接技術を習得し、児童の自立も含めた長期的な視点を持ちつつ、要支援者を正しく理解するためのアセスメントを行う。虐待やネグレクト等の状況下に置かれている子どものアセスメントに当たり、子どもの育ちに必要なニーズ把握と危機管理の視点に立ったリスク評価を適切に行い、子育て支援サービスの提供や一時保護等の措置等の支援方針につなげる。
- 子どもの権利が侵害されている場合には、子どもの安全確保を目的とした対応や関係機関との協働等を迅速かつ適切に行う（介入的ソーシャルワーク）。

- 地域の支援者や関係機関との協働の意義を理解し、推進する。  
要支援者に対して相談支援等を行うに当たっては、要支援者に必要な支援内容に応じて、保健医療、貧困施策、司法、保育、教育、障害福祉施策等、関連分野のサービスを提供する支援者や関係機関と効果的な協働を図る。また、子どもを中心に置いた、多職種、多機関協働をコーディネートする能力を身に着け、実践する。
- 組織対応の意義を理解し、推進する。組織の中での自らの役割を認識し、組織としての方針決定に貢献するとともに、組織的改善に努める。

## 【子ども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性に係る具体的項目】

- 主な柱だてを踏まえれば、下記のような事項について、講義及び演習を中心として学ぶことが考えられるのではないか。 ※（）内は主な項目の例示。

### 1. 子ども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること

- ・ 人権や社会正義、多様性の尊重等の価値等のソーシャルワークの基本的理念（社会的正義、社会的包摂、差別と抑圧への認識、平等の原則と権利に係る理解）、子どもの権利条約の一般原則（差別の禁止、生存と発達の保障、子どもの最善の利益、子どもの意見等の表明）
- ・ 倫理原則
- ・ ソーシャルワークの理論や大まかな支援の流れとソーシャルワーカーの役割（地域を基盤としたソーシャルワークの実施）
- ・ スーパービジョンの授受の意義と批判的振り返り、自己への理解・管理（自己の権力性、ケース対応の上での自己の能力の限界の把握等の自己への理解、助言の求め方、自分の仕事量の管理や優先順位の付け方）
- ・ 自己研鑽をし、実践から学び、専門性を高め続ける姿勢を持つこと

### 2. 子どもの発達と養育環境等の子どもを取り巻く環境を理解すること

- ・ 子どもの成長・発達（身体的発育、認知発達、情緒発達、社会性の発達、性的行動の発達）、障害や養育環境、社会文化的背景等の子どもの発達への影響
- ・ ネグレクトを含めた虐待の長期的予後
- ・ 児童福祉制度と児童保護制度（児童虐待の防止等に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）
- ・ 保護者・家族（親の精神疾患、アルコール薬物乱用、DV、家族の多様なあり方、ヤングケアラー、保護者・家族の抱える課題に係る社会的背景等の理解、家族内の相互作用）
- ・ 社会的養護経験者に対する自立支援
- ・ 母子保健と小児医療
- ・ 貧困に対する支援（教育、労働、居住、医療等の経済的サービスの理解）
- ・ 非行
- ・ 保育、教育（不登校、非行などの課題の理解、生徒の学習の過程等の教育の基礎的理解等）
- ・ 社会福祉制度、障害福祉制度

### 3. 子どもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

- ・ コミュニケーション
- ・ 基本的な面接技術（傾聴、承認、示唆、助言）、動機づけ面接等
- ・ ケースマネジメント（アセスメント（ニーズアセスメントと虐待予防・深刻化防止等に留意したリスクアセスメント）と方針決定、判断や意思決定における留意（判断に係るバイアスへの留意））
- ・ 保護者等の家族への支援・介入的ソーシャルワーク（子どもの安全確保に関する行政措置、抵抗や拒絶への理解、行政権限等の適切な行使）
- ・ 重大事案防止のための組織内における安全文化の醸成
- ・ カンファレンスの意義と運営
- ・ 地域における機関連携の推進（地域資源の開発や関係機関の役割の理解、要保護児童対策地域協議会の質的向上）と多機関カンファレンスの運営
- ・ 組織内多職種協働と組織的発展への貢献（組織の法的位置づけ、組織内コミュニケーション、情報伝達システム、組織的バイアス、組織マネジメント、組織的改善への提言）